

## 佐賀県告示第270号

鳥獣保護区の指定（昭和55年佐賀県告示第736号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>三養基郡みやき町大字叢原字古田原の県道早良中原停車場線と鳥栖市とみやき町の境界を結ぶ里道との交点を起点とし、同所から同里道を東北東に進み鳥栖市とみやき町の境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み石谷山・雲野尾峠登山道との交点に至り、同所から同登山道を南東に進み国有林佐賀東部森林計画区大石谷6林班と7林班の班界との交点に至り、同所から同班界を南に進み市道立石・御手洗滝線との交点に至り、<u>同所から同市道を南に進み市道立石町側道3号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道九畝谷線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み鳥栖市とみやき町の境界との交点に至り、同所から同境界を北西に進み広域基幹林道九千部山横断線との交点に至り、同林道を西に進み県道早良中原停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>三養基郡みやき町大字叢原字古田原の県道早良中原停車場線と鳥栖市とみやき町の境界を結ぶ里道との交点を起点とし、同所から同里道を東北東に進み鳥栖市とみやき町の境界との交点に至り、同所から同境界を北に進み石谷山・雲野尾峠登山道との交点に至り、同所から同登山道を南東に進み国有林佐賀東部森林計画区大石谷6林班と7林班の班界との交点に至り、同所から同班界を南に進み市道立石・御手洗滝線との交点に至り、<u>同所から同市道を南に進み市道山田3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み広域基幹林道九千部山横断線との交点に至り、同林道を西に進み県道早良中原停車場線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域</u></p> <p>3 存続期間</p> <p><u>令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p>

改正前	改正後
<p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(2)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 区域 <p>佐賀市三瀬村大字杠の<u>市道詰ノ瀬岸高線</u>と県道富士三瀬線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み佐賀市富士町の市道馬場野2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み<u>市道馬場野天神線</u>との交点に至り、同所から<u>同市道</u>を北に進み市道藤瀬関屋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道三瀬栗並線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み同県道の分岐点へ至り、同所から同県道を<u>南</u>に進み市道松尾北山線との交点に至り、同所から同市道を<u>南東</u>に進み国道263号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道詰ノ瀬岸高線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域</p> </li> <li>3 存続期間 <p><u>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</u></p> </li> <li>4 保護に関する指針 <p>(1)・(2) 略</p> </li> </ol>	<p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(2)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 区域 <p>佐賀市三瀬村大字杠の<u>市道詰瀬岸高線</u>と県道富士三瀬線との交点を起点とし、同所から同県道を北西に進み佐賀市富士町の市道馬場野2号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み<u>農免農道関屋線</u>との交点に至り、同所から<u>同農道</u>を北に進み市道藤瀬関屋線との交点に至り、同所から同市道を北に進み県道三瀬栗並線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み同県道の分岐点へ至り、<u>同所から同県道を北東に進み同県道の分岐点に至り、同所から同県道を南東に進み同県道の分岐点に至り、同所から同県道を南に進み同県道の分岐点に至り、同所から同県道を東に進み市道松尾北山線との交点に至り、同所から同市道を東に進み国道263号との交点に至り、同所から同国道を南に進み市道詰瀬岸高線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域</u></p> </li> <li>3 存続期間 <p><u>令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</u></p> </li> <li>4 保護に関する指針 <p>(1)・(2) 略</p> </li> </ol>

改正前	改正後
<p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(4)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域 林道日南郷線と県道316号川内・野浦ノ崎港線との交点を起</p>	<p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(4)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域 林道日南郷線と県道316号川内・野浦ノ崎港線との交点を起</p>

改正前	改正後
<p>点とし、県道316号線に沿って北へ進み林道日南郷線との交点に至り、同地点から林道日南郷線に沿って東へ進み林道日南郷線と<u>営林署作業道</u>との交点に至り、同作業道を南へ進み民有地との交点に至り、佐賀西部森林計画区の国有林名蛇古場1,034林班と民有地との境界線を西へ進み同1,034林班と国有林名日南郷1,035林班との境界線との交点に至り、この境界線に沿って北へ進み林道日南郷線との交点に至り、同林道を西へ進み起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 <u>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(5) 1・2 略 3 存続期間 <u>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</u> 4 保護に関する指針 (1)・(2) 略</p>	<p>点とし、県道316号線に沿って北へ進み林道日南郷線との交点に至り、同地点から林道日南郷線に沿って東へ進み林道日南郷線と<u>佐賀森林管理署作業道</u>との交点に至り、同作業道を南へ進み民有地との交点に至り、佐賀西部森林計画区の国有林名蛇古場1,034林班と民有地との境界線を西へ進み同1,034林班と国有林名日南郷1,035林班との境界線との交点に至り、この境界線に沿って北へ進み林道日南郷線との交点に至り、同林道を西へ進み起点に至る線に囲まれた区域</p> <p>3 存続期間 <u>令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、<u>県担当職員や鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p> <p>その(5) 1・2 略 3 存続期間 <u>令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</u> 4 保護に関する指針 (1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護事業計画</u>又は<u>特定鳥獣保護管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>	<p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や<u>鳥獣保護管理員</u>が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画</u>又は<u>第2種特定鳥獣管理計画</u>に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</p>